

平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 **コタ株式会社**  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 小田 博英  
上場市場・コード 東 証 第 一 部 4 9 2 3  
お問い合わせ先 取締役経理部長 廣瀬 俊二  
電 話 番 号 0774-44-4923

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日開催の第 36 回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また社内外を問わず、広く選任者を得られるよう取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに業務執行を行わない取締役、監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、取締役の責任免除の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第三章 株主総会  (新設)	第三章 株主総会  <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>
第15条～第17条 (条文省略)	<u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
	第16条～第18条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第25条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第26条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第五章 監査役および監査役会</p> <p>第26条～第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第32条～第37条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第五章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第37条～第42条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

平成 27 年 6 月 19 日

定款変更の効力発生日 (予定)

平成 27 年 6 月 19 日

以 上